

鶴岡市農業委員会第 26 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 8 年 1 月 15 日 (木) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 6 番 松本 典子 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節 13 番 田村 亮真 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	14 番 佐藤 宣夫 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 調整専門員 丸山 貴子 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席届は、14 番 佐藤宣夫 推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第 26 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、9 番 佐藤泰仁 委員、1 番 五十嵐覚 委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地法第5条の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項であります、質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	農地法第3条案件のため、各地区担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴50から順にお願いします。1番 渡部信子 推進委員。
1番 推進委員	推進委員1番 渡部です。鶴50について報告します。出し手と受け手は親子関係であり、高齢化等の理由から自作地である畑と転作田について贈与を行うものです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	続いて鶴51番お願いします。7番 鈴木敏徳 委員お願いします。
7番 委員	7番 鈴木です。鶴51について報告させていただきます。本案件については、周辺農地の効率的な利用の確保に支障が生じる恐れがなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断いたしましたので報告いたします。
議 長	続いて52番からお願いします。10番 野村仁 推進委員。
10番 推進委員	推進委員10番 野村です。鶴52並びに鶴53は、双方で耕作利便を目的とした所有地の交換を行うもので、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。 鶴55は、渡人から受人へ中間管理事業で貸付けしている申請地について、農地処分のため売却するものであります。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。 鶴57は、基盤強化法による貸借契約の期間満了に伴い、3条契約に切り換えて契約更新を行うものです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	続いて鶴54番お願いします。8番 田澤幸弘 委員。

8番委員	8番 田澤です。隣接地で耕作しております受人へ農地処分ということで、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議長	続いて鶴56をお願いします。7番 吉住喜之 推進委員。
7番推進委員	推進委員7番 吉住です。鶴56については、申請地の隣接耕作者である借受人へ貸付先を変更するための申請であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議長	続いて鶴58・59をお願いします。13番 田村亮真 推進委員。
13番推進委員	推進委員13番 田村です。鶴58ですが、貸人は茨新田に他の圃場がなく、集落内農地へ労力集中を図るため、隣接農地の耕作者である借人へ貸し付けるものであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。 続けて鶴59ですが、親から就農して3年ほど経過している子への経営移譲に伴う使用貸借権の設定であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議長	続いて鶴60をお願いします。6番 榎本勝 推進委員。
6番委員	6番 榎本です。親子関係の期間満了に伴う再設定で、現在も引き続き営農中ということで、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。3番 石塚治己 委員。
3番委員	3番 石塚です。67ページの鶴50の案件なのですが、受人の方、渡人の方ともに、住居が農地の斎藤川原とかなり離れております。それから面積もトータルで2反歩ほどあり、自家用野菜の作付け予定というような説明がありましたけれど、なかなかちょっと難しい状況なのかなと思っておりまして、実際どのように管理されていくのか、もっと詳しいことが分かればお聞きしたいと思いました。
事務局	鶴50についてお答えいたします。出し手のご実家が斎藤川原で、ご実家の周りに畑と転作田がありまして、これまでも出し手が自家用野菜の耕作を行ってきました。田んぼもありまして、そちらはその集落内の農家の方に委託をしているという状況です。受け手である息子さんなのですが、由良にお婿さんにいった方で、最近まで県外に住まわれていたのですが、近年こちらに戻って来られました。今まで若干畑をしていたので、母親が高齢化してきたことから、ご実家の畑の部分も自分が引き受けて当面は母親と一緒に耕作をしていくというお話でありました。2反歩ぐらいあるのですが、管理をしながら耕作をしていくということでもあります。以上です。
議長	他に質疑ありませんでしょうか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第1号について、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) ≪議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について≫

議 長	農地法第 5 条案件のため、現地調査報告を求めます。5 番 荻原優太 委員。
5 番 委員	5 番 荻原です。鶴 5 の案件ですが、1 月 7 日、野村推進委員と事務局、私で現地調査を行っております。申請地は安丹地内にあります、たこいクリーニングの店舗兼工場裏手の農地になります。転用目的ですけれども、事業の拡大に伴い、従業員及び営業車両の駐車場、冬期間の排雪場として利用するものということでもあります。申請地は土地の状況等から、第 3 種農地と判断され、転用計画についても問題ないと考えられることから、許可相当と判断しております。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。8 番 田澤幸弘 委員。
8 番 委員	8 番 田澤です。地図の方に併用地とありますが、併用地というのは何のことでしょうか。
事 務 局	鶴 5 の案件についてお答えいたします。図面記載の併用地ですが、進入用の取り付け道路の一部拡幅を伴うもので、地目が農地ではなく宅地になっております。ここも併せて今回の事業計画の用地として使用するという意味で併用地と記載されております。
議 長	それでは他に質疑ありませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 非農地証明願について≫
議 長	それでは、現地調査報告をお願いします。5 番 荻原優太 委員。
5 番 委員	5 番 荻原です。先ほどの案件と同じく 1 月 7 日に現地調査を行っております。こちらの申請地は、下清水の南東北クボタ鶴岡南営業所の裏手の土地になっております。鉄工団地の造成整備以降、通作路もなく耕作が不便なことから、不耕作になっていたということでもあります。平成 5 年度航空写真の方も確認したところ、30 年以上同じような原野の状況であったということで、農地性はないと判断しました。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 非農地証明願について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について≫
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。2 番 阿部晃士 委員。

2 番 委員	機鶴 234 は私の案件ですので、退室を申請します。
議 長	退室を許可します。
	(2 番委員 退室)
議 長	それでは、76 ページ機鶴 234 の案件のみ審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 4 号 機鶴 234 について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 機鶴 234 について、議案通り決しました。阿部晃士委員の入室を許可します。
	(2 番委員 入室)
議 長	それでは、機鶴 234 以外の案件について審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。3 番 石塚治己 委員。
3 番 委員	<p>3 番 石塚です。96 ページからの機温 3 の案件ですが、賃料 0 円ということで、すべてが 0 円というのはちょっとなかなか無かったので、事務局に確認したところ、契約はこの通り賃料 0 円で、実際は物納するというようなお話でありました。中間管理事業でありますと物納は基本的に認められていないということで、このような対応になったのかなと思います。実際物納するわけですが、今回の契約だけではなくて、裏でしっかりした契約も結ばれているのかをお聞きしたい。</p> <p>また、参考賃借料に影響してくるのかどうか教えていただきたいです。</p> <p>それから、農サポ山形の方と、こういう事例についてのやりとりが何かあったのであればその点についてもお聞きしたいと思います。</p>
事 務 局	<p>ただいまの質問に関して、賃借料 0 円の契約になった経緯についてですが、これまでは中間管理機構を通して貸借借契約を 10 年間結んで、受人である法人から中間管理機構を通して支払われた賃料と同額で、農地所有者の方々が法人からお米を購入していました。今回再設定のタイミングで、農地所有者の要望により、物納による貸借契約に変更したいというご相談があり、中間管理機構とも調整しながらこのような形での契約になったものです。</p> <p>中間管理事業を使い続ける理由としましては、法人の方で、補助事業の活用を検討しているということで、そういった事業を活用するにあたって、中間管理事業の契約が要件となることがあるので、今回契約を再設定することで調整しているという状況になっております。</p> <p>参考賃借料については、平均をとっていますが、上下 3 割は外れ値として省いているので、今回 0 円というデータはあっても集計対象から除外になります。</p>
議 長	ここで一旦休憩に入ります。
	(休 憩)
議 長	休憩を解きます。それでは他に質疑等ございませんでしょうか。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第4号 機鶴 234 以外について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第4号については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これにて、第26回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 2 時 15 分

	<p>議 長 <u>原 田 政 幸</u></p> <p>議 事 録 署名委員 <u>佐 藤 泰 仁</u></p> <p>議 事 録 署名委員 <u>五 木 寛 貴</u></p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------